

岐阜県教職員組合連絡会議

団 体 交 渉 回 答 要 旨

日 時 令和3年11月10日 15:30～

会 場 教育委員会室

《団体交渉次第》

1. 団体交渉の開始（15：30）
2. 教育次長 あいさつ
3. 岐阜県教職員組合連絡会議 議長 あいさつ
4. 要望にかかる質疑
5. 団体交渉の終了（17：00）

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年11月10日）

岐阜県教育委員会

1 賃金・待遇改善について

要 望 事 項	回 答
(1)	教職員の職務の特殊性や生活実態をふまえ、賃金を改善してください。
<p>【重点】</p> <p>①実体経済を下支えするとともに教職員の生活が維持できるよう、物価上昇を超える給与の増額、一時金の支給月数の確保によって、実質賃金の上昇を図ること。</p> <p>②一時金の増額分は、期末手当にあてること。</p>	<p>職員の給与、勤務時間等については、民間事業所調査を踏まえて人事委員会から勧告がなされます。県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思えます。</p>
(2)	手当について、以下のことを要望します。 【文書回答】
① 寒冷地手当について、生活実態にあった手当になるよう、減額や指定公署の削減をおこなわないこと。	寒冷地手当については、人事委員会勧告を受け、平成27年4月から、支給地域及び指定公署の見直しを行ったところですが、基本的には国家公務員の基準に準拠して支給していますのでご理解ください。
②寒冷地での通勤にかかる負担の軽減をはかるとともに、冬季の通勤が困難となる「峠越え」を要する遠距離通勤をなくすこと。	寒冷地やへき地等への広域に渡る人事配置は、教職員の生活の本拠地による配置充足数と各学校への教職員の配置の必要数から行われており、教育の機会均等と水準の維持向上から今後も必要な人事であると考えています。配置については、特定の教員が何度も赴任するのではなく、一定のルールを設けてより公平に行うことを原則としています。ただし、家庭状況や本人の健康状態等への配慮は行っています。
③埼玉県の裁判の結果を踏まえ、教職調整額を長時間勤務の実態に見合った額に増額するように、国に要望すること。	県教育委員会としても、国に対し、教員の勤務実態と大きくかけ離れた教職調整額の制度を実態に見合ったものに見直すよう増額を要望しており、引き続き動向を見守っていきたいと考えています。
④特殊勤務手当の増額と支給対象を拡大すること。 例 学校の部活動以外の各種大会・競技会の引率、生徒の引率を伴わない作品展等の作品搬入・展示作業、ボランティア活動への引率	特殊勤務手当は、その勤務の特殊性を考慮して手当措置するものであることから、一定の要件のもとで支給されるものです。財政的負担を伴うものですので、慎重な検討が必要であり、国や他県の状況等を踏まえながら対応してまいります。なお、行事等の精選も併せて進めていく必要があると考えています。
⑤地域手当を当面県内一律3%とすること	県教育委員会といたしましては、人事委員会勧告を尊重する方針に変わりはなく、ご理解いただきたいと思えます。

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年11月10日）

岐阜県教育委員会

2 労働条件の改善について

	要 望 事 項	回 答
(1)	長時間勤務縮減のため、以下の要望をします。市町村教育委員会にも取組みを強く促してください。	
	<p>【重点】 ①コロナや自然災害等による休校やオンライン授業、半日授業によって計画より減少した授業数を無理に補わないように市町村教委に通知すること。</p>	<p>児童生徒が登校可能となった時点で、対面により学習状況を把握し、必要に応じて補充のための授業を実施するなど、児童生徒の学びを保障することが重要と捉えています。また、臨時休業により標準の授業時間数を下回った場合、そのことをもって法令違反とはならないことから、オンラインを活用した特例の授業の実施も踏まえ、児童生徒や教職員の負担に配慮して判断することが大切と捉えています。</p>
	<p>【重点】 ②小・中・高・特支それぞれの学校の役職のない教員の持ち時間数の上限を設定するとともに、その時間数が減少していくように目標をたてること。</p>	<p>昨年度より小学校においては、「小学校における働き方改革促進プロジェクト」に取り組み、専科指導教員を配置したり、プロジェクト推進校には県単非常勤講師を配置したりして、小学校5、6年の学級担任の空き時間が生み出せるように実施しております。また、プロジェクト推進校の成果を検証し、その普及を図ってまいります。</p> <p>県立学校においては、持ち時間の基準の設定や、毎日1時間以上の空き時間を確保できる持ち時間数の設定について、校長会等を通じて見直しを図っているところです。</p> <p>なお、教員の持ち時間数については、教職員の定数と各学校の授業計画により定まります。そのため、国や県に対して定数改善や非常勤講師の時間増について要求を継続するとともに各学校に対して授業計画の見直し（分割授業や少人数指導等）を依頼しているところです。</p>
	<p>【重点】 ③小学校高学年だけでなく、小学校3年生から6年生の担任の受け持つ教科に対して教科専科の教員をあてることで、1日1時間以上の空き時間の確保を進めること。</p> <p>その際に、定年延長の実施とともに導入が予定されている定年前短時間勤務を見越して、定年前短時間の任用を積極的に活用すること。</p>	<p>昨年度より小学校においては、「小学校における働き方改革促進プロジェクト」に取り組み、専科指導教員を配置したり、プロジェクト推進校には県単非常勤講師を配置したりして、小学校5、6年の学級担任の空き時間が生み出せるように実施しております。</p> <p>今後も、国の定数改善の動向を注視しつつ、加配定数の継続・拡充を要望してまいります。</p>
	<p>④小学校で給食の時間を指導する「給食指導員」を配置すること。</p>	<p>教員が必ずしも担う必要のない業務の代行や、コロナ対策として学校施設の消毒等の衛生対策や感染予防のための児童生徒の健康観察の補助など、教職員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを公立学校（各小・中・義務・高・特支）に配置しております。</p> <p>今後も、各市町村教育委員会及び学校における外部人材の活用が一層促進されるよう働きかけてまいります。</p> <p>なお、令和4年度も、スクール・サポート・スタッフの配置拡充に向けた予算要求を行ってまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年11月10日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>【重点】 ⑤中学校においても、空き時間確保が進むように、持ち時間数が多い科目を中心に、非常勤講師や再任用短時間の任用によって加配を配置すること。</p>	<p>教員の持ち時間数については、教職員の定数と各学校の授業計画により定まります。そのため、国や県に対して定数改善や非常勤講師の時間増について要求を継続してまいります。</p>
<p>【重点】 ⑥小中学校での管理当番（日直）を廃止するように市町村教育委員会に働きかけること。同時に、欠席連絡を原則メールでおこなうように働きかけること。</p>	<p>学校における業務の見直しの中で管理当番業務についても課題として認識しております。 その廃止に向けて、電子錠やキーボックスの設置、メール配信システムの活用、勤務時間制度の有効活用などにより、夜間早朝の施錠・開錠業務（管理当番）の見直しを進めているところです。</p>
<p>【重点】 ⑦小中学校において、勤務の割振りが確実におこなわれるようにするため、統一した「割振り簿」を作成するとともに、勤務時間外の業務依頼をする際には、必ず勤務の割振りを同時におこなうように市町村教育委員会に働きかけること。</p>	<p>管理職が職員一人一人の勤務状況を把握し、勤務時間をマネジメントすることは、働き方改革を進めていく上で重要なことであり、そのためには、勤務の割振りを確実に実行していくことも大切であると認識しております。 また、各市町村教育委員会に対して、勤務時間の割振りの特例として勤務時間のスライド制や1ヶ月単位の変形労働時間制の運用方法について周知しているところです。 こうした制度の活用も促しながら、勤務時間の適切な割振りについて、市町村教育委員会を通じて、学校長へ指導をしてまいります。</p>
<p>【重点】 ⑧小中学校における指定研究や校外研、校内研を削減すること。 また、毎年の実施や全員の発表をやめ、1人の教員が数年に1回の発表とすること。実施の方法も、教職員に負担がかからない研修や発表のあり方とすること。</p>	<p>研究指定については、モデルとなる実践が求められる課題にしぼるとともに、公表会を義務付けないなど、指定校の教職員の過重負担にならないよう配慮しております。小中学校の校外研修、校内研修については、各学校、研究団体に、オンライン等を活用して効果的、効率的に実施し、教職員の負担が軽減されるよう、働きかけてまいります。</p>
<p>【重点】 ⑨県下の小中学校における「研修校」を廃止すること。 当面、岐阜市内の「研修校・実習校」や、県下の「研修校」の教職員の負担の解消をより一層すすめること。</p>	<p>岐阜市内の教育実習校における教育実習の受入れについて見直し、教員一人が実習生一人を担当することを原則に、教育実習校が受け入れる教育実習生をこれまでの半数以下にしました。岐阜市以外の市町村において、教育実習の受け入れを拡充し、県全体で教員養成に取り組むようにしています。 また、研修制度については、「働き方改革プラン2021」において、見直しを位置付けており、月45時間年360時間の上限方針の中で、県内の各学校がその研修内容を教育現場で広く活用できる、今日的な課題を解決する研究へと改善を進めてまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年11月10日）

岐阜県教育委員会

要 望 事 項	回 答
<p>【重点】 ⑩本来の教員の業務とは言えないことを、地域・保護者・外部人材等に依頼する方針を推し進めること。</p>	<p>教員が必ずしも担う必要のない業務の代行や、コロナ対策として学校施設の消毒等の衛生対策や感染予防のための児童生徒の健康観察の補助など、教職員の負担軽減を図るため、スクール・サポート・スタッフを公立学校（各小・中・義務・高・特支）に配置しております。</p> <p>今後も、各市町村教育委員会及び学校における外部人材の活用が一層促進されるよう働きかけてまいります。</p> <p>なお、令和4年度も、スクール・サポート・スタッフの配置拡充に向けた予算要求を行ってまいります。</p>
<p>⑪各学校の日課表を点検し、休憩時間と勤務時間（授業）が重なっている場合は、訂正するように市町村教育委員会に要請すること。</p>	<p>全ての教職員が休憩時間を確保できるよう、「教員の空き時間を1日1コマ生み出して45分間の休憩をとる」「昼休みに休憩をとる教員校舎内外を見回る教員と交代制をとる」など学校の実態に即した休憩時間の取り方など校長会等で周知してまいります。</p> <p>なお、教員の空き時間を1日1コマ生み出していけるように、小学校においては、昨年度から「小学校における働き方改革促進プロジェクト」を実施し、来年度も専科指導教員（非常勤講師を含む）を配置していく予定です。</p>
<p>⑫休憩時間（昼休み）を短縮して勤務の終了時間を早める特例を設けること。</p>	<p>「岐阜県職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例」において、「任命権者は、月曜日から金曜日までの5日間において、1日につき7時間45分の勤務時間を割り振るものとする」と規定されております。</p> <p>正規の勤務時間内において、休憩時間等を短縮して児童生徒の下校時刻を早めている実践例はあります。</p> <p>勤務の適正化に向けた好事例について、市町村（組合）教育委員会を通して紹介してまいります。</p>
<p>(2) 部活動指導について、以下のことを要望します。</p>	
<p>①協会主催の試合は、保護者が申し込み、引率は保護者のみがおこなうようにすること。</p>	<p>協会主催の大会が多く、教員の負担が大きいのは承知しておりますが、協会主催の大会であっても、部活動として参加するのであれば、学校長の承認が必要であることや、日本スポーツ振興センターの給付対象が学校管理下の活動であることから、教員が申し込みや引率といった業務を担う必要があります。</p> <p>R2.9 文科省から「学校の働き方改革を踏まえた部活動改革について」通知があり、関係団体による大会の見直しを要請していることを踏まえ、県の担当課を通じて、各競技団体に大会数を精選することや参加規程等の見直しをするように引き続き働きかけてまいります。</p>
<p>②協会の役員業務を教員がおこなわないようにすること。 どうしても教員が引き受けなくてはならない場合は、学校業務の負担軽減をおこなうこと。</p>	<p>協会の役員業務は職務ではないため、学校業務の負担軽減措置対象とはなりません。部活動顧問である学校職員が、協会の役員業務により、過度に従事時間が拘束されることのないよう県の担当課も含めて注視してまいります。</p>
<p>【重点】 ② 平日の朝練習は禁止すること。</p>	<p>岐阜県中学校部活動指針（H31.3）に則り、始業前の活動は、実施する必要性を十分に考えるよう求めてまいります。</p>

団体交渉回答要旨

岐阜県教職員組合連絡会議（令和3年11月10日）

岐阜県教育委員会

3 教育条件整備について

	要 望 事 項	回 答
(1)	<p>【重点】 バリアフリー法にもとづき、小中学校及び義務教育学校へのエレベーター設置や、トイレ・入口・通路その他のバリアフリー化、人権への配慮に対応する施設の設置や改修が進むように、県として支援をおこなうこと。</p>	<p>学校に係る経費は、学校の設置者（小中学校等は市町村、高等学校等は県）が負担することとされており（学校教育法第5条）、県として補助を行うことは困難です。</p> <p>なお、小中学校等の施設整備にあたっては、国の「学校施設環境改善交付金」により補助を受けることができ、バリアフリー法改正により、小中学校等の既存施設についてもバリアフリー基準適合への努力義務が課せられたことから、今年度より、バリアフリーに係る整備を行う場合には補助率が1/2（通常は1/3）となっております。</p> <p>県教育委員会としては、このような状況を踏まえ、市町村教育委員会に対してバリアフリー化推進を呼びかけるなど働きかけを行ってまいりましたが、今後も継続して働きかけてまいります。</p>
(2)	<p>【重点】 クラス数にプラスして余裕をもったインターネット回線の契約がおこなわれるように、県として支援をおこなうこと。</p>	<p>各学校のネットワーク整備は、令和2年度にGIGAスクール構想における補助金を活用するなどして内部の回線を高速化対応するなどしています。今年度も、学習系ネットワークの円滑化に係る補助金を活用して整備している市町村があります。</p> <p>今後も、このような補助が行われるよう、国に要望してまいります。</p>
(3)	<p>タブレットやPCで使用する教育ソフトを市町村を超えて県下で統一すること。 また、教員や生徒が活用する場合の設定の内容やトラブルへの対処について交流ができるように、情報を公開する体制を作ること。</p>	<p>教育用ソフトは、各市町村が個別に導入して取り組んできた好事例が多くあるため、統一することについては、慎重な検討が必要です。</p> <p>県下で統一された教育ソフトとしてすでに整備されている「GIFU Web ラーニング」は、自宅から問題に取り組んでも学習履歴が残るようにするなどの機能改善に取り組んでおり、今後も改良を加え、普及に努めてまいります。</p> <p>同様に、ソフトウェアや端末の設定、トラブルも各市町村によって状況が違います。それを踏まえ、総合教育センターのICTに関わる研修では、全ての市町村のOS端末に対応した実技研修及び1人1台端末環境における授業デザインについて学ぶ講座を実施しているところです。</p>
(4)	<p>新型コロナウイルス感染症等の対応にあたる教職員の負担軽減につながる機器（非接触サーモカメラなど）を導入すること。</p>	<p>非接触サーモカメラなど、新型コロナウイルス感染症対策に関する物品につきましては、令和2年度、令和3年度と国の補助事業を活用し、各学校の判断で必要物品の整備を進められているものと承知しております。</p> <p>令和4年度につきましては、現在、文部科学省が概算要求しているところですが、詳細な情報がわかりましたら、各市町村教育委員会に周知してまいります。</p>

4 その他

	要 望 事 項	回 答
(1)	<p>私用車で家庭訪問をおこなった場合の事故の補償をおこなうこと。</p>	<p>出張中の事故で公務災害に該当する場合は、災害の内容に応じて療養補償、休業補償等が受けられます。</p>